



京都府社会保険協会
のホームページ

アクセスはこちらから▶

<https://www.shaho-kyoto.or.jp>



年金相談所開設日程表

●京都南年金事務所

※いずれの会場とも年金相談のみです。

郡市名	開設日	開設時間	開設場所	京都南年金事務所
木津川市	—	9月22日(金)	10:00~15:00	木津川市役所
八幡市	—	10月24日(火)	10:00~15:00	八幡市文化センター

電話予約 TEL 075-644-1165

【平日 8:30~17:15】

●舞鶴年金事務所

※いずれの会場とも年金相談のみです。

郡市名	開設日	開設時間	開設場所	舞鶴年金事務所
福知山市	8月3日(木)	9月7日(木)	10:15~15:45	福知山市役所
京丹後市	8月24日(木)	9月28日(木)	10:30~15:45	峰山総合福祉センター

電話予約 TEL 0773-76-5772

【平日 8:30~17:15】

年金相談所では、お待ちいただく時間を少なくするために「予約制」を実施させていただいております。

※予約なしでお越しいただいた場合、会場使用の関係上、相談をお受けできない場合がありますのでご了承ください。

予約方法

- 1 予約電話にご連絡ください
(予約以外のご用件はお受けできませんのでご注意ください)。
- 2 受付の際に、「基礎年金番号」「氏名」「住所」「電話番号」「相談内容」等についてお伺いします。(お手元に、「年金手帳」または「基礎年金番号通知書」をご用意ください)

- 3 ご希望の「会場」「予約時間」をお伺いします。
(予約状況により、ご希望に添えないことがありますのでご了承ください)

※相談当日は、予約時間の「5分前」までにお越しください。

※当日、ご都合により来所できない場合は、事前にご連絡をお願いします。

INDEX

日本年金機構からのお知らせ

- 令和5年度「わたしと年金」エッセイ募集…………… 2
- 令和4年度「わたしと年金」エッセイ受賞作品…………… 3
- 備えあれば安心 日本の年金…………… 4

協会けんぽ京都支部からのお知らせ

- 皆様の取組で保険料が節約できる！ インセンティブ制度の仕組み…………… 5
- 医療費の返納金が多く発生しています…………… 6
- 特定保健指導のご案内と実施主体が段階的に変わります！…………… 7
- 事業所における健康づくり トップランナーの声…………… 8

日本年金機構からのお知らせ

令和5年度「わたしと年金」エッセイ募集

「わたしと年金」
エッセイ
募集中世代を**超**える。
今だからこそ、伝えたい。

応募締切

令和5年9月8日（金） 消印有効

応募要項

- ・ 公的年金の大切さ、応募者ご自身やご家族と公的年金制度のかかわり、公的年金についてのあなたの考えなど、公的年金制度をテーマにしたエッセイ。
- ・ 日本語で1,000～2,000文字程度。
- ・ 作品用紙の裏に、氏名、ふりがな、年齢、住所、電話番号、職業または所属（会社名、学校名等）を明記してください。
- ・ 内容は応募者本人が創作したもので、未発表のものに限ります。（応募作品は返却しません。）

発表

受賞作品は日本年金機構ホームページに全文を掲載する（11月下旬予定）他、日本年金機構が発行する刊行物への掲載等を行います。

受賞作品の著作権は日本年金機構に帰属します。
受賞者の氏名、年代、住所地の都道府県を公表します。
詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

わたしと年金エッセイ

検索

賞

厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、優秀賞、入選

賞状の授与並びに記念品を贈呈します。

応募資格

中学生以上の方

提出先

日本年金機構 相談・情報提供推進部
情報提供推進グループ わたしと年金 担当
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

お問い合わせ先

日本年金機構 相談・情報提供推進部
情報提供推進グループ わたしと年金 担当
（電話番号）03-5344-1100（代表）

主 催



後 援



日本年金機構

令和4年度「わたしと年金」エッセイ

厚生労働大臣賞

岐阜県 三井蒼葉様（高校生）

私の父は、私が小学校を卒業する前に45歳という若さで亡くなりました。兄が1歳のときから精神の病気を患い入退院を繰り返していたことを母から聞きましたが、私は幼かったためほとんど記憶にありません。

私が覚えている父との思い出は、今思うと闘病しながらでも、家族のために限界まで働いてくれたし、体調が良いときには旅行にも連れて行ってくれました。春になると鮎釣りに出かけたり、雪が降れば一緒にスキーにも出かけたりしました。病気がありながらも、父親としてできる限りの愛情を注いでくれた父でした。そんな父でしたが、亡くなる前の5年間は徐々に症状が悪化していき、仕事も休みがちになっていました。闘病しながらでも父の支えだったのは仕事だったと母が話してくれました。最後の5年間は、その仕事さえも続けていくのが難しくなり、経済的にも生活が大変になっていることを、小学生の私でも感じていました。

そんな中で母が障害年金の制度があることを知り、申請してみることにしました。障害年金とは、病気やケガなどで障害者になった際に受け取ることができる年金制度です。精神の病気の場合は、申請が通ることがとても難しいと母が話していましたが、父の症状を家族の立場から正確に伝えたことと、医師の診断書に基づいて、障害年金3級を受給することができました。その頃は兄が高校へ入学したところで、学費を払うこともかなり大変な状況になっていました。

でも、父の病気はあまり良くならず、最後は難病も併発したことにより、生きるための食事ですらできなくなる状態にまで悪化してしまいました。母が話してくれましたが、父が嫌がったそうですが、食事ができないため入院することになりました。それが、父が亡くなる1ヶ月前のことです。

1ヶ月の入院は父にとって辛い毎日だったと思います。そして何とか食べられるようになって退院して間もなく、父は帰らぬ人となってしまいました。

遺された私達家族3人、絶望しかなかったことを思い出します。深い深い悲しみと、近くにいながら父の気持ちに家族全員が気付いてあげられなかった後悔と、これからどうやって家族3人生きていけば良いのかという不安で胸が締めつけられ、今でもあの時の気持ちは言葉にすることができません。

父の葬儀では沢山の方がお参りに来てくれました。病気がありながらも最後まで家族を愛してくれ、私達のために全力で働いてくれた父だったからこそ、沢山の人から信頼

され親しまれる存在だったことを葬儀に来てくださった方々を見て感じました。突然にして父を亡くした私達は、今まで以上に経済的に大変になるのは分かりきっています。母は何も言いませんでしたが、私と兄を抱えて不安でいっぱいだったと思います。そんな中で父の死後、遺族年金の申請をしてくださるお話をいただき、早急に手続きを手伝ってくれたそうです。その後遺族年金を受給できることになり、兄は高校を無事に卒業でき、京都の大学へ進学もできました。私も中学校では大好きな陸上を続けることができ、そして今年の春、陸上でインターハイに出場できるような選手になること、小さい時からの夢である助産師になるという2つの目標を達成するために、兄と同じ高校に入学することができました。

父が亡くなり、母1人の収入で私達兄妹を育てていくことは難しかったと母は言います。兄は今大学でジャーナリストを目指し勉強中です。私も毎日陸上と勉強の両立は大変ですが、目標があることで毎日充実した生活を送ることができています。

人はいつ病気になったり、障害者になるのかなんて誰にも分かりません。

毎日ご飯をおいしく食べられること、部活や勉強ができること、学校へ通えること、友達と笑いあえること、家族がいること、仲間がいること、毎日当たり前に送っている生活全ては、本当は当たり前なんかではなく、本当は奇跡であることを、私は父の死を経験して初めて知りました。

今、私達家族が受給できている遺族年金は、父が闘病しながらでも働き続け、厚生年金をかけ続けてくれたおかげなのです。年金とは、高齢者になって当たり前に受給できるものではなく、20歳になったら年金に加入し、保険料を納めることで、高齢者だけでなく病気や障害者になったときに公的年金により生活を支えてくれる制度です。

少子高齢化が急速に進む日本においては、私達の近い未来でもある働く現役世代が公的年金制度の支えとなることを知りました。

国民の1人として、または障害年金や遺族年金によって助けられた1人として、まずは20歳になったら必ず年金に加入して保険料を納めることで、社会に恩返しをしたいと思います。父とはもう二度と会うことはできませんが、父が加入していた厚生年金の支えにより私達が生き延びることで、今でも父の存在を感じることができています。

誰一人孤独にさせない社会を作るためにも、年金制度について正しく知ることは本当に大切なことだと思います。

他の入賞作品は、日本年金機構ホームページでご覧いただけます。

わたしと年金エッセイ

検索

日本年金機構ホームページ
https://www.nenkin.go.jp/

備えあれば安心 日本の年金

みんなで支え合うシステム

日本の公的年金制度は、老後の暮らしをはじめ、事故などで障害を負ったときや、家族が亡くなったときに、みんなで暮らしを支え合うという社会保険の考え方で作られた仕組みです。

2階建て構造

日本の公的年金制度は、20歳以上60歳未満のすべての方が加入する国民年金(基礎年金ともいいます)と、会社員・公務員の方が加入する厚生年金の、2階建て構造になっています。つまり、会社員・公務員の方は、2つの年金制度に加入していることになります。



(注1) 人数は、令和3年度末の数値です。

(注2) 公務員や私立学校教職員が加入していた共済年金は、「被用者年金制度一元化法」の施行(平成27年10月)により、厚生年金に統一されました。

3つの安心

年金は「お年寄りのためのもの」と思いがちですが、実は若い人にも大切です。「老齢年金」のほか、若くても万が一のときは「障害年金」や「遺族年金」が受け取れます。

老齢年金



65歳以降、国民年金から「老齢基礎年金」を生涯(亡くなるまで)受け取ることができます。また、厚生年金に加入していた人は「老齢厚生年金」が上乘せされます。国民年金、厚生年金ともに保険料を納めた期間が長いほど、老後に受け取る年金額も多くなります。

◎老齢厚生年金の年金額は、過去の報酬によっても変わります。

障害年金

病気やけがで障害が残ったとき、障害の程度に応じて国民年金から「障害基礎年金」を受け取ることができます。

また、厚生年金に加入している人は「障害厚生年金」が上乘せされます。

◎障害基礎年金では子がいる場合に加算額が加算され、障害厚生年金では配偶者がいる場合に加給年金が加算されます。



遺族年金

家族が亡くなったとき、子のある配偶者、または子は、国民年金から「遺族基礎年金」を受け取ることができます。

また、亡くなった人が厚生年金に加入していた場合は「遺族厚生年金」が支給されます。



日本年金機構

上 京年金事務所 ☎ 075-415-1165
中 京年金事務所 ☎ 075-251-1165
下 京年金事務所 ☎ 075-341-1165

京都南年金事務所 ☎ 075-644-1165
京都西年金事務所 ☎ 075-323-1170
舞鶴年金事務所 ☎ 0773-78-1165

連載

皆様の取組で 保険料が節約できる！ — インセンティブ制度の仕組み —

令和5年度 第3回：早期の対策があなたのからだを守る

協会けんぽでは、平成30年度から保険料の「インセンティブ（報奨金）制度」を導入しています。

この制度は、加入者及び事業主の皆様の**5つの取組**に応じて、47都道府県の協会けんぽの支部間で順位付けをして、**上位（15支部）**の都道府県支部にインセンティブ（報奨金）を付与し、健康保険料率に反映させる制度です。

都道府県（支部）の成績が決まる「特定保健指導の実施率」

インセンティブ制度では、特定保健指導の実施率を指標の一つとしています。特定保健指導は、健診結果で「メタボリックシンドローム」のリスクのある方を対象に行われる健康サポートで、保健師または管理栄養士が生活習慣の改善をサポートします。“健診は受けたら終わり”ではなく、その後の行動がとても重要です。**早期の対策があなたのからだを守ります。**

**？ 1位になるまでどれくらい？
もしも利用者が〇人増えたら…**

（現在の京都支部）
14位
利用者数
8,400名

（もしも…の京都支部）
1位
利用者数
12,500名

もしも、さらに約4,100名が利用していれば、1位だった！
※令和3年度実績に基づく試算

成績が決まる5つの取組

京都支部の
総合順位 **20位/47位**
（令和3年度）

特定保健指導の実施率

令和3年度順位
支部順位：**14位**

令和2年度順位
支部順位：**46位**

特定健診等の 受診率

支部順位：**23位**

特定保健指導の 対象者の減少率

支部順位：**3位**

要治療者の 医療機関受診率

支部順位：**26位**

ジェネリック 医薬品の使用割合

支部順位：**46位**

令和3年度は大幅に順位UP
この調子で1位を目指しましょう!!

Q. 特定保健指導を受けるにはどうしたらいいの？

A. 受け方には大きく分けて2種類あります（※）



健診当日に健診機関で受ける

健診受診直後の健康を意識した状態で
健康相談を利用することができます。
後日の日程調整等の必要もありません。

ご利用いただける健診機関は
右の二次元コードからご確認ください



後日、事業所等で受ける

健診後、協会けんぽから事業所を通して
案内・日程調整を行います。
ご都合の良い日時に、保健師・管理栄養士が
事業所へ訪問させていただきます。

特定保健指導については
右の二次元コードからご確認ください



（※）被保険者様が受ける場合の案内となります。扶養の方の場合は、
ホームページをご確認ください。



生活習慣改善のきっかけに、ぜひ特定保健指導を
ご利用ください！

次回：自覚症状が出る前にできる対策



全国健康保険協会 京都支部

協会けんぽ

特定保健指導等についてのお問い合わせ先
【保健グループ ☎ 075-256-8635】
インセンティブ制度についてのお問い合わせ先
【企画総務グループ ☎ 075-256-8636】

協会けんぽ 京都 検索

ホームページはこちら



医療費の返納金が多く発生しています

退職された方や被扶養者でなくなった方が、無効となった健康保険証で医療機関等を受診されるケース（無資格受診）が多く発生しています。

お持ちの健康保険証は

◆ お勤めされているご本人（被保険者）

➡ **ご退職日の翌日**

◆ 扶養のご家族（被扶養者）

➡ **扶養から外れた当日**



から無効となり、お使いいただくことができません

無効の健康保険証を使用して医療機関を受診された場合、協会けんぽが負担している医療費（7～9割）の返納を求めます。

無資格受診の発生を防ぐために

- ・健康保険証は退職日の翌日・扶養解除日から無効となること
- ・無効の健康保険証は速やかに事業所様へ返却いただくこと
- ・新たな健康保険の加入手続きを速やかに行ってください

を加入者様へお伝えください



健康保険証の取扱いを周知いただくためのチラシをご用意しました。京都支部のホームページに掲載していますので是非ご活用ください。

チラシの掲載ページは
こちらからご確認ください



事業主の皆様へお願い

退職等される方の保険証の回収と返却について

退職された方や被扶養者でなくなった方が無効となった健康保険証で医療機関等を受診し、本来協会けんぽが負担する必要がある医療費が多く発生しています。健康保険料率に影響を及ぼさないため、保険証の早期回収にご協力をお願いします。

- 1 従業員の方へ必ず次の4点をお伝えください。
 - ・保険証は退職日の翌日・被扶養者でなくなった日から無効となること。
 - ・無効となった保険証は、事業所へすみやかに返却いただくこと。
 - ・新たな健康保険の加入手続きをすみやかに行っていただくこと。
 - ・無効となった保険証で受診した場合、医療費を返さなければならぬこと。
- 2 退職された方や被扶養者でなくなった方の保険証は事業所ですすみやかに回収してください。
 - ・保険証を返されない場合は、協会けんぽからご本人に健康保険被保険者証の返却についてを送り、お返しいただくよう求めます。
- 3 回収した保険証は日本年金機構京都事務センターへお返しくください。
 - ・紙面申請：資格喪失届や被扶養者異動届に保険証を添付し郵送等でお返しいただくこと。
 - ・電子申請：電子申請後すみやかに保険証を郵送等でお返しいただくこと。

※保険証が紛失等によりやむを得ず返すことができない場合は健康保険被保険者証返却不届届として返却してください。

全国健康保険協会 京都支部
協会けんぽ
http://www.kyoto.kknp.jp

保険証の返却をお願いします！

退職等される方（被保険者）	被扶養者でなくなる方
使えるのは 退職日の翌日までです	保険証が使えるのは 「被扶養者でなくなった日の前日まで」です (例) 5/1で退職し、新しい健康保険に加入した場合 4/1以降保険証は使えません

▲ 無効の保険証を使うと…

無効の保険証で受診した場合は、協会けんぽが負担している医療費(または8割)分の医療費を返していただくことになります。

保険証は、退職後もしくは被扶養者でなくなった後5日以内に必ず被保険者のお勤め先にお返しく下さい！

全国健康保険協会 京都支部
協会けんぽ
http://www.kyoto.kknp.jp

特定保健指導のご案内と実施主体が段階的に変わります！

これまで、京都支部にご加入している方が特定保健指導の対象者となった場合、**特定保健指導のご案内と実施**は京都支部が行っていましたが、令和5年度から、原則、**生活習慣病予防健診を受けた所在地の協会けんぽ支部**に段階的に変わります。

例えば… **大阪府内** で生活習慣病予防健診を受診した場合

これまで

特定保健指導の
ご案内

京都支部

令和5年度から

特定保健指導の
ご案内

大阪支部

特定保健指導の
実施

京都支部

特定保健指導の
実施

大阪支部

京都府内で生活習慣病予防健診を受診した場合は、これまでと同様に、**京都支部が特定保健指導のご案内と実施を行います**。扶養の方のご案内についても健診機関の所在地支部よりご自宅宛てにご案内いたします。

保健指導対象者が生活する地域の特性を踏まえた特定保健指導が受けられるようになります。



事業主様・
担当者様、ご協力を！

- 健診受診の都道府県が全国にまたがる場合は、各支部よりご案内いたします。
- 特定保健指導対象者本人様または事業所様から申出があれば、特定保健指導の実施を協会けんぽ京都支部に変更することができます。
- 特定保健指導のご案内と実施について、京都支部から一括したご案内と実施を希望される場合は京都支部までご連絡ください。

保健グループ 075-256-8635

特定保健指導で健康への目標・行動計画をサポート

特定保健指導の対象者について

健診を受けた**40歳以上**の方のうち

以下の追加リスクが**1つ以上**ある方

腹囲

男性**85cm以上**
女性**90cm以上**

OR

BMI

25以上

さらに

+

血圧

血糖

脂質

喫煙

※喫煙については、血圧、血糖、脂質のリスクが1つ以上の場合にのみ追加

特定保健指導対象者 に該当

40歳から74歳までの方



特定保健指導の内容について

特定保健指導では対象者の健康に向けて目標と行動計画をサポートします！健康や生活習慣を見直す良い機会です。

STEP
1

目標と行動計画の設定 20～30分の初回面談

ライフスタイルや体の状態に合わせて、運動や食事、喫煙、飲酒等の生活習慣の改善に向けた取組を具体的に提案。健康に向けた目標と行動計画を一人一人に寄り添って一緒に考えます。

STEP
2

3～6ヵ月チャレンジ 行動計画の実践

STEP1で考えた具体的な行動計画を実践。保健師または管理栄養士が応援します。

STEP
3

目標達成度の チェック

減量等、目標を達成できたかの確認を行うとともに、引き続きの健康づくりについての取組をアドバイスします。



協会けんぽ京都支部では、皆様が「健康の現在値（いま）を見る」ことのお手伝いをしています。WEB特設ページにて特定保健指導に関する記事を掲載していますので、ぜひこちらからご覧ください。



協会けんぽ京都支部からのお知らせ

連載

事業所における健康づくり トップランナーの声



株式会社 京応

HP <https://keio-web.com/>
業種 コンサルティング

所在地 京都市中京区御倉町85-1KDX烏丸ビル2F
従業員数 16名 (R5.6現在)



協会けんぽでは加入者の健康づくりや健康経営®の推進を、加入事業所さまと連携して行っています。
※「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

この連載では、**従業員の健康づくりに積極的に取り組み、かつ地域において健康経営の発信を行っている事業所さま**からお聞きした取り組みの背景や事例を、これから健康経営に取り組んでいきたいと考えている事業所さまやすでに取り組みをすすめている事業所さまへご紹介してまいります！

check! 健康経営戦略マップで実現する well-being 型健康経営

健康経営に取り組むきっかけ

「幸福創造企業」を掲げる企業として、社員の健康増進・パフォーマンス向上を考える中、6年前に健康経営というキーワードに出会い取り組みをスタートさせました。

組織の体制

健康づくり推進委員会は「運動推進」「食生活改善」「働き方改革推進」「全体会議推進」の4つのグループを組成、産業医・保健師・管理栄養士のサポートを受けて毎月活動しています。

健康課題の内容

- ① メタボ該当が予備群を加えると27.3%。腹囲基準超過も50%を超える。
- ② プレゼンティズム19.3% (東大1項目版アンケート)。総損失額は約1,900万円と推定。
- ③ エンゲージメントスコア (独自サーベイシステム)58ポイント。

数値目標の内容と期限

★いずれも2023年度3月末目標

生活習慣病予防・肥満者の減少

- ① 腹囲基準 超過比率の減少 **54.6%→34.5%**
- ② 脂質検査 超過比率の減少 **27.3%→17.3%**

※2023年度健康診断結果により判定

従業員の幸福度向上

エンゲージメントスコア 20%向上
※独自サーベイシステムにより判定

社員全体のパフォーマンス向上

プレゼンティズム損失 20%削減

東大1項目版アンケート※により判定

※東京大学政策ビジョン研究センター健康経営研究ユニットが作成した、プレゼンティズム (何らかの疾患や症状を抱えながら出勤し、業務遂行能力や生産性が低下している状態) の程度を測定できる尺度

目標達成のための取り組み (主な取組)

- 健全な食生活者比率の向上……………年5回の食生活改善セミナー実施
- 運動者習慣比率の向上……………クラブ活動推進、ウォーキングイベント
- グループ交流、関係性の向上……………毎月全体会議実施 (対話と学習)
- エンゲージメント・幸福度向上……………well-being ダイアログカードの実践
- 健康増進習慣化の推進……………健康わくわくマイレージポイントの導入

取組結果 (効果検証)

食生活改善セミナー実施によって朝食摂取や栄養バランスを考える人が増えました。特に食品添加物についての知識が増え、食生活が大きく変わりました。(社内アンケート結果集計より)

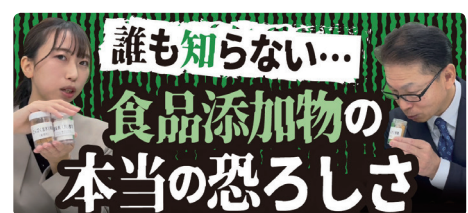
独自サーベイシステムによってメンタル、フィジカル、エンゲージメントは毎月データ検証。何れも3ポイントアップしています。



健康経営戦略マップ



健康わくわくマイレージ



食生活改善セミナーに活用した動画

協会けんぽ京都支部では、事業所における健康づくりを推進されている事業所さまの認定制度「**京から取り組む健康事業所宣言**」事業を行っています。詳しくは二次元コードからご案内ページをご覧ください。



健康経営、会社の健康づくりについてのお問い合わせ先
【企画総務グループ ☎ 075-256-8636】

第46回 社会保険ボウリング大会(両丹地区)

第55回 社会保険ボウリング大会(京都地区)

会員事業所の被保険者の皆様に、健康の保持増進を図っていただくことを目的にボウリング大会を開催しますので、多くの方々のご参加をお待ちしております。**(お1人様でもご参加いただけます。)**

両丹地区大会

日 時 令和5年10月22日(日)
午前10時00分受付(10時30分開始)

場 所 福知山サンケイボウル
福知山市掘下高田
TEL. 0773(23)0300

募集人数 40名(申し込み先着順)

申込締切日 令和5年9月15日(金)

京都地区大会

日 時 令和5年11月12日(日)
午前10時00分受付(10時30分開始)

場 所 ラウンドワン京都伏見店
京都市伏見区下鳥羽平塚町131
TEL. 075(622)9911

募集人数 64名(申し込み先着順)

申込締切日 令和5年10月6日(金)

参加資格

京都府社会保険協会の令和5年度会費納付事業所の被保険者

競技方法

- 団体戦(事業所単位)は、1チーム4名、1人3ゲームトータルスコアで順位を決定。
※個人戦の得点も兼ねる。2チーム以上の参加可。
- 個人戦は、3ゲームトータルスコアで順位を決定。
※個人戦のみの参加可。参加人数制限なし。
- ハンディキャップは、団体戦、個人戦ともに女子1ゲーム20点。

表彰

- 団体戦 優勝、準優勝、第3位
- 個人戦(男女) 優勝、準優勝、第3位、飛び賞

参加賞

参加者全員

参加費

1人 500円(3ゲーム・靴レンタル代)

参加費は、大会当日に徴収いたします。

申込方法

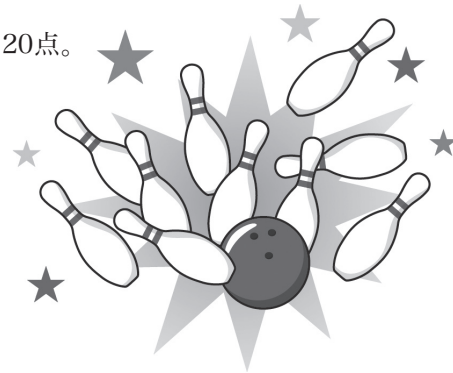
下記申込書(コピー可)に必要事項を記入し、FAX、メールまたは郵送で「京都府社会保険協会」へお送りください。
※メールでお送りいただく場合は、京都府社会保険協会ホームページの「お問合せ」からお送りください。

お申し込み お問合せ

一般財団法人 京都府社会保険協会

〒604-8216 京都市中京区西洞院通六角下る池須町408-1 北川ビル3階

TEL 075-251-1190・FAX 075-251-1194



☐ **第46回 両丹地区大会申込書** ・ ☐ **第55回 京都地区大会申込書** ※申込地区に☒してください。

出場区分	フリガナ 氏 名	性別	出場区分	フリガナ 氏 名	性別
団体・個人		男 女	団体・個人		男 女
団体・個人		男 女	団体・個人		男 女

上記のとおり申し込みます。 令和 年 月 日

事業所名称		協会会員番号 ※ 広報誌「社会保険きょうと」送付の封筒に記載されている6桁の番号です。
事業所所在地・電話番号	〒	TEL ()
申込責任者		

※ 上記情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡以外には使用いたしません。

「年金シニアライフセミナー」開催のご案内

京都府社会保険協会では、会員事業所に勤務されている被保険者及びその配偶者と年金委員委嘱事業所の方を対象に定年退職後の人生設計に関し、専門の講師による「ライフプラン」・「年金制度」等についてセミナーを開催いたします。

みなさまの参加をお待ちしております。

日 時 令和5年9月22日（金）
午後1時15分～午後5時00分

場 所 舞鶴グランドホテル
舞鶴市円満寺124

定 員 30名（申し込み先着順）

日 時 令和5年10月5日（木）
午後1時15分～午後5時00分

場 所 京都商工会議所
京都市下京区四条通室町東入
京都経済センター7階

定 員 80名（申し込み先着順）

- 内 容**
- ① 年金制度の仕組みと手続き（講師：社会保険労務士）
 - ② ライフプランと生きがい（講師：年金ライフプラン講師）
 - ③ 家庭経済プラン（講師：年金ライフプラン講師）

参加費 無料

申込締切 令和5年8月25日（金）必着

申込方法 参加申込書にご記入の上、FAX、メールまたは郵送でお申し込みください。
受講決定者の方には、「年金シニアライフセミナー参加票」をFAXまたはメールでお送りさせていただきますので、当日ご持参ください。
※メールでお送りいただく場合は、京都府社会保険協会ホームページの「お問合せ」からお送りください。

**お申し込み
お問合せ**

一般財団法人京都府社会保険協会
〒604-8216 京都市中京区西洞院通六角下る池須町408-1 北川ビル3階
TEL 075-251-1190 ・ FAX 075-251-1194

年金シニアライフセミナー参加申込書 【FAX 075-251-1194】

事業所名称

電話番号

()

事業所所在地 〒

FAX 番号

()

氏 名	性別	年齢	区分（どちらかに○）	参加希望日（どちらかに○）
			被保険者・配偶者・年金委員	9月22日(金)・10月5日(木)
			被保険者・配偶者・年金委員	9月22日(金)・10月5日(木)
			被保険者・配偶者・年金委員	9月22日(金)・10月5日(木)
			被保険者・配偶者・年金委員	9月22日(金)・10月5日(木)
			被保険者・配偶者・年金委員	9月22日(金)・10月5日(木)

※申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営及びそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。